

## リオナ、ピートルとホスレノールの併用処方に関する「取扱い方針」について

薬によって患者の身体に作用を与える仕組み（メカニズム）を作用機序と言い、同じ作用を目的とする薬を2剤以上投薬することは厚生労働省が定める療養担当規則の制限に該当するが、今回の高リン血症治療剤は、リンが体内に吸収される前に物質と結合させ体外に排出させることを目的とした薬で、リンを吸着する物質が複数あり、薬の特徴からカルシウム製剤、金属製剤、樹脂製剤の3種類についてそれぞれ1剤ずつの3剤までを認めている。

なお、リオナ、ピートルとホスレノールの併用処方について、個々の患者に対して症状詳記等の記載がある場合は、その内容から個別に判断をしている。

保険医療機関及び保険医療養担当規則（抜粋）

第2章 保険医の診療方針等（診療の具体的方針）

第20条 二 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

高リン血症治療剤の分類表

分類	一般名	商品名	
カルシウム製剤	沈降炭酸カルシウム	カルタンOD錠	
カルシウム を含まない	金属製剤	炭酸ランタン水和物	ホスレノールOD錠
		クエン酸第二鉄水和物	リオナ錠
		スクロオキシ水産化鉄	ピートルチュアブル錠
	樹脂製剤	ビキサロマー	キックリン顆粒
		セベラマー塩酸塩	フォスブロック錠 レナジェル錠